

2 総 則

開 催 の 趣 旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

栃木県で開催する第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」は、「夢を感動へ。感動を未来へ。」のスローガンのもと、「県民総参加で感動を創出する国体」、「栃木の魅力を発信する国体」、「生涯にわたりスポーツ活動を推進する国体」、「地域スポーツの活性化につながる国体」を大きな柱として掲げ、環境への配慮というテーマを共有しながら、県民の総力を結集して、夢や希望、感動を与える大会とするとともに、栃木に集う多くの方々をおもてなしの心で温かくお迎えし、さらには、国体を契機とした「新しいとちぎづくり」につながる大会を目指して開催する。

実 施 方 針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、**銃剣道**、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（5 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

(3) デモンストラレーションスポーツ（**31** 競技）

アームレスリング、インディアカ、ウォーキング、エアロビック、オリエンテーリング、カローリング、キッズトライアスロン、キンボールスポーツ、クリケット、さいかつぼーる、3 B体操、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、スマートフェンシング、3 x 3、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、タグラグビー、ダンススポーツ、**ドッジボール**、長ぐつアイスホッケー、バウンドテニス、パークゴルフ、フォークダンス、フットサル、フットベースボール、フライングディスク、ふれあいトランポリン、ペタンク、ママさんバレーボール、リレーマラソン

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期及び会場地

(1) 正式競技・特別競技 (15 市、8 町：計 23 市町)

会 期	会 場 地
2022 年 10 月 1 日(土) ～10 月 11 日(火) [11 日間]	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、 真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、 下野市、上三川町、益子町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、 那須町、千葉県千葉市
2022 年 9 月 10 日(土) ～9 月 19 日(月) [10 日間]	宇都宮市、足利市、小山市、市貝町 ※ 水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、 体操（体操競技、新体操）、弓道競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技 (2 市、3 町：計 5 市町)

会 期	会 場 地
2022 年 6 月 25 日(土) ～9 月 25 日(日)	鹿沼市、大田原市、芳賀町、高根沢町、那珂川町

(3) デモンストラティオンスポーツ (14 市、10 町：計 24 市町)

会 期	会 場 地
2022 年 5 月 7 日(土) ～9 月 25 日(日)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、 真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、 下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、 野木町、高根沢町、那須町、那珂川町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE) の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 77 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の

解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第75回又は第76回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第75回又は第76回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者 [注]a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選

手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2022 年 4 月 30 日以前から本大会終了時（2022 年 10 月 11 日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記 4 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記 4 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2004年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2004年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2022年4月1日を基準とする。
- イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2007年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	———	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
- ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員(監督を含む)の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員(監督を含む)の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2022 年 8 月 24 日 (水) 【13 競技】	水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、弓道、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2022 年 9 月 7 日 (水) 【26 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、ウェイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

ウ いちご一会とちぎ国体各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000 円

(注) 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

- (2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2022 年 9 月 7 日（水）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2022 年 9 月 7 日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2023 年以降の国民体育大会または国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、鹿児島県 100 名以内、佐賀県及び滋賀県 60 名以内、青森県及び宮崎県 40 名以内とする。

- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2022 年 9 月 7 日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

14 大会参加章、記念章及び視察員章の交付

大会参加章、記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
- (2) 記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、いちご一会とちぎ国体各競技会場地市町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、**栃木**県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会

に参加することができる。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり 1,000 円)を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。
- (3) 大会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、政府方針をはじめ、公益財団法人日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、開催地版ガイドライン、競技別ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。なお、感染拡大防止対策として個人の健康管理の記録に際しては、体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートを利用するものとし、使用する体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートで取得した個人情報については、大会への出場・参加・来場資格の確認および大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

別記１ 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第１０項第４号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手でJOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

〔注〕 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4 「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者。
 - (2) 2022年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2022年4月30日以前から大会終了時（2022年10月11日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2022年4月30日以前から大会終了時（2022年10月11日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県等の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2022年4月30日以前から大会終了時（2022年10月11日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第75回及び第76回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2022年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学

している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 76 回大会または第 77 回大会に参加した者が、2023 年開催の特別大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

第 77 回国民体育大会（栃木県） 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 77 回国民体育大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- （１）大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- （２）会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用、又は研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- （３）風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- （１）選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- （２）選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- （３）競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- （４）１人の宿舎に要する広さは、 3.3 m^2 （２畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	3,000 円～15,000 円※ ¹	2,100 円～10,500 円※ ²	通常のサービス・ 奉仕料及び冷暖房 料を含む
	10%	3,300 円～16,500 円	2,310 円～11,550 円	

※1 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金は、「1 泊 2 食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	2,400 円～12,000 円	2,700 円～13,500 円
	10%	2,640 円～13,200 円	2,970 円～14,850 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

（注）・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。
なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定 日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮 決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和4（2022）年9月6日（火）15時から令和4（2022）年9月20日（火）10時まで及び令和4（2022）年9月27日（火）15時から令和4（2022）年10月12日（水）10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第77回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会又は会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合、変更後の税率を適用するものとする。

第 77 回国民体育大会（栃木県） 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第 77 回国民体育大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会及び会場地委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 駐車場対策

(1) 総合開・閉会式会場駐車場

総合開・閉会式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(2) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式

県委員会は、総合開・閉会式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

第 77 回国民体育大会（栃木県） 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第 77 回国民体育大会医療救護基本計画に基づき、第 77 回国民体育大会（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護本部及び救護所の設置

県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に搬送する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。

第78回国民スポーツ大会(佐賀県) 実施競技一覧

令和3年度第1回国体委員会

式典	会場地	式典会場
総合開・閉会式	佐賀市	SAGAサンライズパーク

1. 正式競技

No.	競技(種目)		種別	会場地	競技会場
1	陸上競技		全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク
2	水泳	競泳	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク
		飛込	全種別		SAGAサンライズパーク
		水球	少年男子 女子		SAGAサンライズパーク
		アーティスティックスイミング	少年女子		SAGAサンライズパーク
		オープンウォータースイミング	男子 女子	伊万里市	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)
3	サッカー		成年女子 少年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク 佐賀市健康運動センター
			少年男子	鳥栖市	鳥栖スタジアム(駅前不動産スタジアム) 鳥栖スタジアム北部グラウンド
					SAGAサンライズパーク 佐賀県立森林公園テニスコート
4	テニス		全種別	佐賀市	佐賀県立森林公園テニスコート
5	ボート		全種別	佐賀市	富士しゃくなげ湖ポート・カヌー競技施設(仮称)
6	ホッケー		成年男子 成年女子	伊万里市	伊万里市国見台球技場
			少年男子 少年女子		佐賀県立伊万里実業高等学校商業キャンパス運動場
7	バレーボール		成年男子	小城市	小城市芦刈文化体育館
			成年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク
			少年男子	吉野ヶ里町 みやき町	吉野ヶ里町文化体育館(仮称) みやき町中原体育館
			少年女子	鳥栖市	鳥栖市民体育館
	バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	伊万里市	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)
8	体操	競技	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク
		新体操	少年男子 少年女子		SAGAサンライズパーク
		トランポリン	男子 女子		SAGAサンライズパーク
9	バスケットボール		成年男子	唐津市	佐賀県立唐津工業高等学校体育館
			成年女子		唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館
			少年男子		唐津市立浜玉中学校体育館
			少年女子		唐津市文化体育館
					唐津市鎮西スポーツセンター体育館
10	レスリング		成年男子 少年男子 女子	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
11	セーリング		全種別	唐津市	佐賀県ヨットハーバー
12	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	有田町	歴史と文化の森公園焔の博記念堂
13	ハンドボール		成年男子	神崎市	神埼中央公園体育館 佐賀県立神埼高等学校体育館
			成年女子		
			少年男子	小城市	小城市芦刈文化体育館
			少年男子	神崎市	神埼中央公園体育館
			少年男子	神崎市	トヨタ紡織九州クレインアリーナ
			少年女子	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
14	自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子	武雄市	武雄競輪場
		ロード・レース	女子	大分県日田市	オートポリス
15	ソフトテニス		全種別	唐津市	松浦河畔公園庭球場 佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート
16	卓球		全種別	基山町	基山町総合体育館
17	軟式野球		成年男子	唐津市	唐津市野球場(SHOWAハンバーガースタジアム唐津)
				伊万里市	伊万里市国見台野球場
				武雄市	白岩球場
				鹿島市	鹿島市民球場
				嬉野市	嬉野総合運動公園(みゆき公園)みゆき球場
				有田町	赤坂球場
18	相撲		成年男子 少年男子	玄海町	玄海町社会体育館
19	馬術		成年男子 成年女子 少年	兵庫県三木市	三木ホースランドパーク

No.	競技(種目)		種別	会場地	競技会場
20	フェンシング		全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク
21	柔道		成年男子 少年男子 女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク
22	ソフトボール		成年男子	白石町	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)
			成年女子	小城市	牛津総合公園多目的グラウンド
				江北町	江北町立江北中学校グラウンド
			少年男子	みやき町	みやき町三根運動場
			少年女子	上峰町	上峰中央公園多目的広場
23	バドミントン		全種別	唐津市	唐津市文化体育館
24	弓道		全種別	多久市	多久市弓道場(仮称)
25	ライフル 射撃	センターファイ アピストル	成年男子	佐賀市	佐賀県警察学校
		50m	成年男子 成年女子	大分県由布市	大分県立庄内屋内競技場
		10m/エアーピ ストル	全種別		湯布院スポーツセンター
		ビームライフル/ ビームピストル	少年男子 少年女子		
26	剣道		全種別	神埼市	神埼中央公園体育館
27	ラグビーフットボール		成年男子 少年男子 女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク
28	スポーツクライミング		全種別	多久市	佐賀県立多久高等学校クライミング施設(仮称)
29	カヌー	スプリント	全種別	佐賀市	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)
		スラローム	成年男子 成年女子	鹿児島県湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場
		ワイルド ウォーター			
30	アーチェリー		全種別	鹿島市	鹿島市陸上競技場
31	空手道		全種別	鳥栖市	鳥栖市民体育館
32	銃剣道		成年男子 少年男子	大町町	大町町立ひじり学園後期課程体育館
33	クレー射撃		成年	佐賀市	佐賀県射撃研修センター
34	なぎなた		成年女子 少年女子	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
35	ボウリング		全種別	佐賀市	ボウルアーガス
36	ゴルフ		成年男子	武雄市	若木ゴルフ倶楽部
			少年男子		武雄ゴルフ倶楽部
			女子		武雄・嬉野カントリークラブ
37	トライアスロン		成年男子 成年女子	唐津市	唐津市内特設コース

(37競技20市町)

2. 公開競技

No.	競技(種目)		会場地	競技会場
1	綱引		唐津市	唐津市文化体育館
2	ゲートボール		鳥栖市	鳥栖市陸上競技場
3	武術太極拳		嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
4	パワーリフティング		基山町	基山町総合体育館
5	グラウンド・ゴルフ		鹿島市	蟻尾山公園
6	バウンドテニス		佐賀市	SAGAサンライズパーク
7	エアロビック		武雄市	白岩体育館

(7競技7市町)

3. 特別競技

No.	競技(種目)		会場地	競技会場
1	高等学校野球	硬式	佐賀市	みどりの森県営球場
		軟式	鳥栖市	鳥栖市民球場

第 78 回国民スポーツ大会 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第 78 回国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

SAGA2024 実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。なお、輸送方法の設定に当たっては、交通事情等を考慮し、公共交通機関を効率的に活用するものとする。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。

ただし、県委員会は、必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会場地輸送

競技会場地輸送は、原則として会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

（2）指定集合地の設定

県委員会及び会場地委員会は、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

（3）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会及び会場地委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行うものとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(4) その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

4 車両等の確保及び駐車場対策

(1) 車両等の確保

大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県委員会及び会場地委員会が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 総合開・閉会式駐車場

総合開・閉会式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場の利用は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。

(3) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

5 交通渋滞及び交通安全対策

(1) 総合開・閉会式

県委員会は、総合開・閉会式における交通渋滞緩和、大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保並びに円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、会場付近の交通総量抑制、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における交通渋滞緩和、大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保並びに円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、会場付近の交通総量抑制、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(3) ユニバーサルデザインへの配慮

県委員会及び会場地委員会は、(1)及び(2)の実施に当たり、ユニバーサルデザインに配慮するものとする。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内等を各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行うものとする。

7 環境に配慮した運営

県委員会及び会場地委員会は、県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、総合開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるとともに、「歩く」仕掛けを講じるなど、環境に配慮した運営に努める。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。
- (2) 会場地委員会を組織していない市町にあっては、「会場地委員会」を「会場地市町」に読み替える。

第 78 回国民スポーツ大会医療救護要項

1 趣旨

この要項は、SAGA2024 医事・衛生基本計画に基づき、第 78 回国民スポーツ大会における医療救護の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

SAGA2024 実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地
市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調
整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び会場地委員会は、次の区分における医療救護を実施する。

(1) 県実行委員会

- ① 総合開・閉会式会場及びその周辺
- ② 県実行委員会主催の大会関連イベント会場等

(2) 会場地委員会

- ① 競技会場及び練習会場
- ② 会場地委員会主催の大会関連イベント会場等
- ③ 宿泊施設（転用施設を含む）

4 実施業務

医療救護業務は、次の事項を実施する。

(1) 医療救護体制の整備

① 救護本部の設置

会場等における医療救護業務の総括、関係各所との連絡調整等を担うため、
救護本部を設置する。

② 救護所の設置等

ア 会場等における傷病者の応急処置及び関係医療機関との連絡調整等を
担うため、救護所を設置する。

イ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細
動器）、その他必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有
する医薬品は配備しない。

ウ 救護所には、救護班及び必要に応じて移動救護班を配置する。

エ 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた編成とする。

③ 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

④ 救急自動車の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

⑤ 医療機関の確保等

傷病者が発生した場合に備え、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を整備する。

(2) 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者への対応が適正に図られるよう、大会参加者、宿泊施設、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知徹底を図る。

5 その他

- (1) 県実行委員会及び会場地委員会は、それぞれの区分における医療救護の実施に要する経費を負担する。
- (2) 救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。
- (3) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

特別国民体育大会 実施競技, 競技会場, 競技会会期

資料№8

式 典	会 場 地	式 典 会 場	競 技 日 程													
			10月													
			7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火			
総合開会式	鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)	●													
総合閉会式																

正式競技

競 技 名		種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程												
					10月												
					7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火		
陸上競技		全種別	鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)							●	●	●	●	●		
サッカー		成年男子	志布志市	志布志運動公園陸上競技場						●		●	●				
				しおかぜ公園多目的広場					●	●							
		少年男子	南さつま市	OSAKO YUYA stadium					●	●			●	●			
				加世田運動公園多目的広場					●	●	●						
				吹上浜海浜公園運動広場					●	●	●						
		少年女子	霧島市	国分運動公園陸上競技場						●			●	●			
				国分運動公園多目的広場						●	●						
まきのほら運動公園多目的広場								●	●								
テニス		成年男女	鹿児島市	東開庭球場		●	●	●	●								
		少年男女		鹿児島県立鴨池庭球場		●	●	●	●								
ホッケー		全種別	薩摩川内市	丸山自然公園人工芝コート 薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場		●	●	●	●	●							
ボクシング		成年男子	阿久根市	阿久根総合運動公園総合体育館		●	●	●	●	●							
		少年男子				●	●	●	●	●							
		成年女子				●		●	●	●							
バレーボール		6人制	成年男子	いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館		●	●	●	●							
			成年女子	鹿屋市	平和公園串良平和アリーナ		●	●	●	●							
			少年男子	鹿児島市	南栄リース桜島アリーナ(桜島総合体育館)		●	●	●								
					西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)				●								
			少年女子	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)		●	●	●	●								
バスケットボール			成年男子	始良市	始良市総合運動公園体育館					●	●	●	●				
			成年女子		始良市総合運動公園体育館						●	●					
			始良市蒲生体育館(おおくすアリーナ)							●	●						
			少年男子	薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館 (サンアリーナせんだい)					●	●	●	●	●			
			少年女子	いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館					●	●	●	●	●			
セーリング		全種別	鹿児島市	鹿児島市平川特設セーリング会場		●	●	●	●								
ウエイトリフティング		成年男子	薩摩川内市	薩摩川内市入来総合運動場体育館						●	●	●	●	●			
		少年男子										●	●				
ハンドボール		全種別	霧島市	霧島市国分体育館		●	●	●	●	●							
				霧島市溝辺体育館		●	●	●	●	●							
				霧島市横川体育館		●	●	●									
				霧島市隼人体育館		●	●										
				霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ		●	●										
自転車		ロード・レース	成年男子	錦江町	大隅広域特設ロード・レースコース												
			少年男子	鹿屋市													
			女子	肝付町 南大隅町									●				
		トラック・レース	成年男子	南大隅町	鹿児島県根占自転車競技場					●	●	●	●				
ソフトテニス		全種別	鹿児島市	東開庭球場							●	●	●	●			
卓球		全種別	鹿児島市	あいハウジングアリーナ松元(松元平野岡体育館)						●	●	●	●	●			
軟式野球		成年男子	鹿児島市	平和リース球場(鹿児島県立鴨池野球場)							●	●	●	●			
				鴨池公園野球場(鴨池市民球場)						●			●				
			出水市	ブルーチップスタジアム(出水市総合運動公園野球場)						●	●						
			薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園野球場						●	●						
				日置市伊集院総合運動公園野球場						●	●	●					
				日置市東市来運動公園湯之元球場						●		●					
相撲		成年男子	奄美市	奄美市名瀬運動公園サンドーム							●	●	●				
少年男子																	
馬術		成年男子	霧島市	霧島市牧園特設馬術競技場					●		●	●	●				
		成年女子			少年												
フェンシング		全種別	垂水市	垂水中央運動公園体育館		●	●	●	●								
柔道		成年男子	鹿児島市	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)									●	●	●		
		少年男子			女子												

正式競技

競 技 名		種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程											
					10月											
					7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	
ソフトボール		成年男子	南九州市	諏訪運動公園陸上競技場		●	●	●								
		少年男子		知覧平和公園陸上競技場		●	●	●								
		少年女子		知覧平和公園多目的球場		●	●	●								
		成年女子	指宿市	開聞総合グラウンド		●	●	●								
バドミントン		全種別	指宿市	指宿総合体育館							●	●	●	●		
弓道	近約	全種別	出水市	出水市総合運動公園特設弓道会場							●	●	●	●		
	遠約	全種別								●	●	●				
ライフル射撃	50m	全種別	鹿児島市	鹿児島県ライフル射撃場		●	●	●								
	10m					●	●	●	●							
	BR、BP	少年男子 少年女子		ハートピアかごしま		●	●	●								
	25m	成年男子	姶良市	鹿児島県警察学校		●	●	●								
剣道		全種別	霧島市	霧島市牧園アリーナ		●	●	●								
ラグビーフットボール		成年男子	鹿児島市	鹿児島県立サッカー・ラグビー場			●	●								
		女子						●	●							
		少年男子	さつま町	北薩広域公園かぐや姫グラウンド 北薩広域公園運動広場		●	●		●	●						
スポーツ クライミング	リード	全種別	南さつま市	南さつま市加世田特設スポーツクライミング会場		●	●	●								
	ボルダリング					●	●	●								
カヌー	スプリント	全種別	伊佐市	伊佐市菱刈カヌー競技場							●	●	●	●		
	スラローム	成年男子 成年女子	湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場								●	●			
	ワイルドウォーター									●			●			
アーチェリー		全種別	鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツランド運動広場								●	●	●		
空手道		全種別	薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館 (サンアリーナせんだい)		●	●	●								
銃剣道		成年男子 少年男子	霧島市	霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ								●	●	●		
なぎなた		成年女子 少年女子	枕崎市	枕崎市立総合体育館								●	●	●		
ボウリング		全種別	鹿児島市	サンライトゾーン		●	●	●	●	●						
トライアスロン		成年男子 成年女子	天城町	天城町特設トライアスロン会場		●										

正式競技（会期前実施競技）

競 技 名		種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程								
					9月								
					16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日
水泳	競泳	全種別	鹿児島市	鴨池公園水泳プール							●	●	●
	飛込	全種別											
	水球	少年男子				●		●	●				
		女子					●	●	●				
	アーティスティック スイミング	少年女子			●								
	オープンウォーター スイミング	男子 女子			屋久島町	屋久島町一湊海水浴場特設オープンウォーター スイミング会場			●				
ボート		全種別	鹿屋市	鹿屋市輝北ダム特設ボートコース						●	●	●	●
バレーボール		ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	大崎町	大崎町ビーチスポーツ専用競技場	●	●	●	●				
体操	競技	全種別	鹿児島市	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)						●	●	●	●
	新体操	少年女子			●	●							
	トランポリン	男子 女子					●						
レスリング		成年男子 少年男子	日置市	日置市吹上浜公園体育館						●	●	●	●
		女子								●	●		
ゴルフ		成年男子	霧島市	霧島ゴルフクラブ					●	●	●		
	少年男子	溝辺カントリークラブ					●	●	●				
		女子	姶良市	鹿児島高牧カントリークラブ					●	●	●		

特別競技

競 技 名		種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程										
					10月										
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
					土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
高等学校野球	硬式	—	鹿児島市	平和リース球場(鹿児島県立鴨池野球場)		●	●		●						
	軟式	—	出水市	ブルーチップスタジアム(出水市総合運動公園野球場)		●	●		●						

公開競技

競 技 名	種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程
綱引	全種別	垂水市	垂水中央運動公園体育館	8月 19日（土） ～ 8月 20日（日）
ゲートボール	全種別	指宿市	指宿市営陸上競技場	9月 23日（土） ～ 9月 24日（日）
武術太極拳	全種別	曾於市	曾於市末吉総合体育館	9月 23日（土） ～ 9月 24日（日）
パワーリフティング	全種別	知名町	おきえらぶ文化ホールあしびの郷・ちな	9月 22日（金） ～ 9月 24日（日）
グラウンド・ゴルフ	全種別	霧島市	霧島市丸岡公園緑地公園	9月 23日（土） ～ 9月 24日（日）

デモンストレーションスポーツ

競 技 名	会 場 地
ウォーキング	中種子町
エアロビック	出水市
遠泳	阿久根市
お手玉	鹿児島市
サーフィン	南種子町
サイクリング	南さつま市
3B体操	いちき串木野市
史跡巡りウォーキング	東串良町
	与論町
ジャズ体操	霧島市
少年サッカー	宇接村
少年相撲	瀬戸内町
少林寺拳法	いちき串木野市
スポーツウエルネス吹矢	鹿屋市
スポーツチャンバラ	垂水市
ソフトバレーボール	西之表市
	日置市
ターゲット・バードゴルフ	出水市
ダンススポーツ	始良市
ディスクゴルフ	南九州市
ドッジボール	大崎町
ドライビングコンテスト(ゴルフ)	南九州市
パークゴルフ	霧島市
バウンドテニス	薩摩川内市
ビーチフラッグス	阿久根市
ビリヤード	出水市
フライングディスク	鹿児島市
ふれあいグラウンド・ゴルフ	龍郷町
	徳之島町
ベタンク	始良市
ボート(フネインカー競漕)	喜界町
真向法体操	錦江町
ママさんバレー	長島町
マラソン	十島村
ミニバレー	知名町
ミニバレーボール	伊仙町
	和泊町
ラジオ体操	三島村
ランニングバイク	大和村
歴史探訪ウォーキング	志布志市

※ デモンストレーションスポーツの競技会場、競技日程については、今後調整。

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会開催における新型コロナウイルス
感染拡大防止に関する基本方針

- ※ 本方針は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況、社会状況などに応じて、随時改定されるものである。絶えず、最新の基本方針を活用していただきたい。
- ※ 本方針の事項が、国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅してはいないため、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認し、十分な対策を講じていただきたい。
- ※ 本方針に記載のない事項が、必ずしも対策が不要ということではない。競技会場や参加人数など、状況に応じ対策が必要となる場合がある。
- ※ 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会策定「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日〔令和3年2月15日改訂〕）」のとおりに、当該大会が開催される都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談する。

第1版 2020/10/15

第2版 2021/5/24

目 次

I.	はじめに	p.1
1.	新型コロナウイルス感染症とは	p.1
2.	新型コロナウイルス感染症に係る現状	p.3
(1)	直近の感染状況	
(2)	我が国における取組み	
(3)	我が国スポーツ界における取組み	
II.	本方針の取り扱いについて	p.7
1.	本方針の対象範囲と目的	p.7
(1)	本方針の対象範囲	
(2)	本方針の目的	
2.	国民体育大会に参加・参画するすべての方へ	p.8
III.	国民体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止のための体制整備	p.9
IV.	国民体育大会における対策	p.13
1.	国民体育大会における共通予防対策について	p.13
2.	国民体育大会における競技会運営上の重点対策【参加カテゴリー別】	p.15
(1)	選手・監督（予備登録選手、チームスタッフ含む）	
(2)	競技会運営者（大会役員、競技会役員、審判員）	
(3)	競技施設運営者（施設管理者）／競技会場運営者 （ボランティア、会場内販売ブーススタッフ等）	
(4)	報道員（それに準ずる者も含む）	
(5)	観客	
3.	国民体育大会における競技会運営上の重点対策【シーン／エリア別】	p.25
(1)	式典（開・閉会式、競技会開始式、表彰式等）	
(2)	競技会場（更衣室などのバックスペースも含む）	
(3)	物販・展示・おもてなし・ふるまいブース	
(4)	宿舍	
(5)	輸送・交通	
V.	体調不良者発生時の対応について	p.30
1.	入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について	p.30
2.	入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について	p.30
3.	症状があり帰宅を促す際の対象者への案内	p.30
4.	感染（疑い）者等発生時の出場・来場の取扱いに係る基本的な考え方	p.31
VI.	大会開催可否判断について	p.33
1.	新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会開催可否検討の基準	p.33
2.	大会中止決定フロー	p.33
VII.	参考資料・情報サイト	p.35

I. はじめに

1. 新型コロナウイルス感染症とは

- ・ 「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」は、コロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスが含まれる。
- ・ ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種 (一本鎖 RNA ウイルス) で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持つ。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。
- ・ ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われる。物の表面についたウイルスは時間が経てば壊れる。但し、物の種類によっては 24 時間～72 時間位感染する力をもつといわれている。
- ・ 石けんを使った手洗いは、コロナウイルスの膜を壊し、洗い流すことができるため、死活化に有効である。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残しやすいといわれるので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様にウイルスの脂質膜を壊すことによって感染力を失わせることができる。
- ・ 潜伏期：
潜伏期間は最長で 14 日、その範囲は 2～14 日 (中央値 5～6 日) と考えられている。
- ・ 感染経路：
新型コロナウイルスの感染経路は「飛沫感染」、「接触感染」及び「エアロゾル感染」と考えられている。そのため、マスクの着用、手洗い、換気などの基本的な感染予防対策を行う。
- ・ ウイルス量の変化：
発症 2 日前から気道に一定量のウイルスが認められる。感染力は発症直後に最大となるが、発症後 8 日で急激に感染力が低下するという報告がある。
- ・ 検査方法：
診察医が感染の疑いがあると判断した場合には、核酸検出検査 (以下、「PCR 検査」という) や抗原検査を行う。抗原検査は PCR 検査に比べてやや感度が劣るものの短時間で結果を得られるため、広く利用されるようになった。但し、抗原検査では、定量検査と簡易キット (イムノクロマト法) では、検査対象者や検体の適応が異なるので、実施にあたっては注意が必要となる。また、抗体検査キットが販売されているが、血中抗体の誘導には発症から 1 週間以上が必要であり、急性期診断に利用することはできない。なお、抗体が陽性であっても、抗体の持続期間やその感染抑制力などに関して、明らかではないことが多く、個人が自分の安心のために抗体検査を受けることは、現時点では推奨できない。
- ・ 検査方法には次々と新しい知見が報告されているため、検査方法及び結果の考え方については、今後変わる可能性があるが、各検査方法の比較については表 1 の通り。

表 1 各検査方法の比較

			核酸検出検査 ^{a)}			抗原検査 (定量)			抗原検査 (定性)			抗体検査
検体			鼻咽頭	鼻腔	*唾液	鼻咽頭	鼻腔	*唾液	鼻咽頭	鼻腔	*唾液	血液
検査の目的			現在の感染の有無の評価									過去の感染の有無の評価
検査の対象者	有症状者	発症 ^{b)} から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ¹⁾	× ²⁾	症状出現後1-3週間で抗体が陽性となる
		発症 ^{b)} から10日目以降	○	○	— ⁴⁾	○	○	— ⁴⁾	△ ³⁾	△ ³⁾	× ²⁾	
	無症状者		○	— ⁴⁾	○	○	— ⁴⁾	○	— ⁵⁾	— ⁵⁾	× ²⁾	
長所			RT-PCRは感度が高い (90%程度) LAMP法やTMA法は1時間以内に判定可			30分程度で判定できるが専用の機器が必要			簡易キットで15-30分程度で判定できる			疫学調査に利用可能
短所			RT-PCRは判定には半日程度が必要 LAMP法・TMA法はRT-PCRに比べると、やや感度が低い			RT-PCRに比べやや感度が低い			RT-PCRに比べ感度が低い <u>偽陽性も比較的多く報告されている</u>			感染初期の判断は困難

a) 核酸検出検査（RT-PCR、LAMP 法・TMA 法等の等温核酸増幅法）

b) 発症日を1日目とする

* 唾液検体は歯磨きを行った場合は30分経過してから採取する

1) 抗原検査（定性）は発症2日目から9日目以内

2) 有症状者への使用は研究中、無症状者への使用は研究予定

3) 使用可能だが陰性の場合は核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される

4) 推奨されない

5) 一部の例を除いて推奨されない

* 上表「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第5版」抜粋

・ ワクチン及び治療薬：

いくつかのワクチンが各国で承認され、2020年12月より接種が始まっている。日本においても、2021年2月14日、国内で初めてワクチン（ファイザー社製）が承認され、2月17日より接種が開始された。さらにモデルナ社、アストラゼネカ社のワクチンが2021年5月21日に正式承認された。ワクチンについては、2021年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指すこととしている。また、いくつかの治療薬などが治療薬の候補として認められている。国内ではレムデシビル（2020年5月）に加えて、デキサメタゾン（2020年7月）、バリシチニブ（2021年4月）が新型コロナウイルス感染症の治療薬に承認された。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る現状

(1) 直近の感染状況

- 令和2年12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。
- こうした状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、令和3年1月8日から令和3年2月7日までの間、緊急事態措置区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。
- 令和3年1月13日には、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。
- 令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、栃木県を除く10都府県を緊急事態措置区域とする変更し、実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとした。
- 政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法律は令和3年2月13日に施行された。
- 令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

令和3年3月5日には、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。その後、令和3年3月18日に、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了した。

- 令和3年4月1日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。その後、令和3年4月12日以降については重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においては、令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年4月16日に、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

その後、令和3年4月23日に、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は、令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とされ、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、甲府県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県とされた。

府、大阪府及び兵庫県とした。また、同日、4月25日以降については重点措置区域に愛媛県を加え、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示を行った。

- 令和3年5月7日には、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長した。また、5月9日以降については、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行った。
- 令和3年5月14日に、感染が急速に拡大している地域があり、医療体制のひっ迫も見られることなどから、5月16日以降については、緊急事態措置区域として東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に加え、5月31日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。また、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月16日から令和3年6月13日までの29日間とする旨の公示を行った。
- 令和3年5月21日に、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月23日以降については、緊急事態措置区域として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県に加え、沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月23日から令和3年6月20日までの29日間とする変更を行った。また、5月23日以降については、重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する旨の公示を行った。
- 全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、令和3年3月上旬以降増加が続き、直近の1週間では10万に当たり32人となっている。関西圏、首都圏、中京圏のほか多くの自治体で感染者の増加がみられており、増加率も高い水準が続いている。新規感染者数の増加に伴い、3月下旬以降重傷者数も急速に増加している。
- 実効再生産数については、全国的には、令和3年2月下旬以降1を超えており、直近（4月3日時点）で1.11となっている。4月4日時点で宮城県は1を下回っているが、1都3県、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県では1を上回る水準となっている。

- 従来よりも感染しやすい可能性のある変異株やワクチンが効きにくい可能性のある変異株が世界各地で報告されている。国立感染症研究所によると、N501Y の変異がある変異株は、英国で確認された変異株（VOC-202012/01）、南アフリカで確認された変異株（501Y.V2）、ブラジルで確認された変異株（501Y.V3）、フィリピンで確認された変異株（P.3 系統）がある。
我が国でも、これら影響が懸念される変異株（VOC）の感染者の割合が上昇しており、急速に従来株からの置き換わりが進んでいる。
- 感染が拡大している自治体において、20～30 代の増加が中心となっている地域が多い。今後、高齢者層への感染の波及が進むと、重症者数の増加につながる可能性が高い。
- 世界的には、感染者が全体で 1 億 6 千万人に達し、令和 3 年 5 月 16 日時点で、直近 1 週間の新規感染者数は 480 万人が報告され、新規死亡者数は 8 万 6,000 人が報告されている。そのため日本への入国後 14 日間の経過観察期間を省略できるビジネストラックの再開に際しては海外からの持ち込みにも注意が必要である。

(2) 我が国における取り組み

- 上記(1)に記載の現状に鑑み、令和 3 年 5 月 21 日開催「第 66 回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行うこと等が決定されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われた。
- 令和 3 年 2 月 17 日より医療従事者に対して、4 月 12 日より高齢者に対して新型コロナウイルスワクチンの接種が開始された。高齢者への接種が終了後に、それ以外の方々へのワクチン接種が開始される予定である。

(3) 我が国スポーツ界における取り組み

- 我が国スポーツ界においては、公益社団法人日本プロサッカーリーグ、一般社団法人日本野球機構において、新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインが作成され、その内容に基づいた対策を講じながら、プロリーグ戦（有観客）を実施している。
- また、プロのみならず、公益財団法人日本陸上競技連盟による「セイコーゴールデングランプリ陸上 2020 東京（令和 2 年 8 月 23 日／東京都・無観客）」、「第 104 回日本陸上競技選手権大会（令和 2 年 10 月 1 日～3 日／新潟県・有観客）」が同連盟作成の感染防止対策の下、全国規模の大会として開催されている。
- この他、様々な競技において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、全国規模をはじめとする各種大会・イベントの開催を行ってきた。
- しかしながら、スポーツイベント等の取り扱いについては、令和 3 年 5 月 7 日に決定された緊急事態宣言等により改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部）において、感染状況に応じたイベント開催制限等が示された（各スポーツ関係団体等宛、令和 3 年 5 月 8 日付スポーツ庁政策課事務連絡「5 月 7 日に決定された緊急事態

宣言を実施すべき期間の延長・区域の追加等について」)。

- 当協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会にて作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日〔令和3年2月15日改訂〕)については、従前どおり、スポーツイベントの開催に際しては、開催地の都道府県の方針に従うことが前提であることに変わりはなく、スポーツイベントの主催者(運営者)は、開催や実施については、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等への相談をする。

Ⅱ. 本方針の取り扱いについて

1. 本方針の対象範囲と目的

(1) 本方針の対象範囲

- 本方針における『国民体育大会（以下、「国体」という）』とは、特段の指定がない場合は、「冬季大会及び本大会における全競技（正式競技・特別競技・公開競技・デモンストレーションスポーツ）の競技会」及び「それら競技会に紐づく都道府県予選会及びブロック大会」を指し、それら競技会に参加・参画するすべての者を対象とする。
- なお、文化プログラムや、国体開催記念イベント等については、必ずしも競技会を伴うものではないため、本方針の直接的な適用範囲とすることは難しい。しかしながら、国民体育大会を冠する事業として、当該事業の特性を見極めた中で、本方針、政府ガイドラインをはじめ各業種別ガイドライン等を踏まえ、当該事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を誘発することがないよう、最大限に努力することが求められる。
- 主催者（運営者）は、大会の実施にあたり、政府方針をはじめ各競技の中央競技団体等が示す大会開催時のガイドラインと本方針、開催地におけるイベント開催時のガイドライン等を確認の上、より競技や会場地（競技会場含む）の特性等を踏まえ十分な、または効率的・効果的な感染拡大防止対策が講じられる内容を優先する。なお、下記において、中央競技団体に対し、大会開催時のガイドラインの作成を求めるが、大会開催時までの特段の明示がない競技については、本方針の内容を最低限の感染拡大防止対策とし、各大会主催者（運営者）が競技特性を踏まえ、十分な対策を講じることが必要となる。

(2) 本方針の目的

- 本方針の目的は『**国体の核となる競技会を守り抜くこと**』、『**国体開催が新型コロナウイルス感染症感染拡大を誘発させないこと**』にある。
- 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない今日の状況（所謂、「コロナ禍」）において、国体を開催する主催者（運営者）、参加者には、開催地に限らず全国の感染状況を注視するとともに、政府及び各都道府県をはじめとする自治体方針、各業種別ガイドラインに則り、大会開催の条件として新型コロナウイルス感染症対策を講じ、可能な限り感染リスクを軽減するよう努める責務がある。
- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は2021年2月17日に医療関係者から始まったばかりであり、治療薬候補の登場などの情報は耳にするものの、安全かつ有効な治療方法の確立までには至っていない現状である。このような中、国体のような大規模イベントを実施することによる感染リスクを、「0リスク」とすることは困難ではあるものの、これまで集積された知見及び「新しい生活様式」並びに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言する「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避けるための対策の下での大会運営を実践することが、国体開催における必要条件として認識し、可能な限り感染リスクを軽減させ、参加する選手らに対し、安全な競技会を提供するために努めることが責務である。

- 一方、上記に示された方針及びガイドライン等では、国体の有する個別具体の事象に対し、感染リスクを確実に低減するための手法等が記載されているわけではない。
- そこで、本方針には、政府方針及び各種ガイドライン等と、実際に主催者（運営者）や参加者が競技会場等において留意しなければならない事項とを繋ぐ機能を持たせ、国体全体に対し、求められる共通感染予防対策とともに、国体特有の事象、競技運営に伴う感染リスクが警鐘されるものを取りまとめている。
- なお、本方針もまたすべてを網羅するものではない。そのため、大会主催者（運営者）側や参加者側が、それぞれの視点から、感染リスクを理解・整理し、その特徴・特性を踏まえた感染防止対策ガイドライン等を作成することにより、国体に係る一人ひとりが感染リスクを把握し、対策を講じることができる環境を整えることが求められる。

【その他求められる感染防止対策ガイドライン作成等役割】

中央競技団体：競技の特性・特徴を踏まえた大会開催における感染防止対策

選手団派遣母体：選手団派遣時の行動における感染防止対策、（派遣・出場可否判断含む）

新型コロナウイルス感染症に関する教育・啓発・情報提供・情報管理

（本方針の周知、感染拡大や差別・偏見を生まないための理解の促進）

ワクチンに関する情報提供

開催地：競技会場、宿舍、計画輸送、運営スタッフ等競技運営面における感染防止対策

2. 国民体育大会に参加・参画するすべての方へ

- 新型コロナウイルス感染症の猛威は止まることなく、終息の目途は立っていない。このような状況下で、国体のような大規模スポーツイベントの開催は、必ずしも社会全体からの賛同、理解を得ていないことを、スポーツ関係者は理解することが必要である。
- しかしながら、人間社会の構築、発展において、「スポーツ」は人々の生活を豊かに、幸福にするものとして常にその傍らにあったことも事実である。
- 国体の開催は、「社会の日常にスポーツという文化を取り戻す」大きな一歩になると確信するが、コロナ禍において実施されるスポーツ大会の規模としては例のないものであり、大会開催が、新型コロナウイルス感染症の拡大を誘発することは避けなければならない。
- 国体に参加・参画するすべての方には、国体を開催するという、社会的な意義とそれに伴う責任を十分に理解の上、スポーツ界のみならず、国民の信頼を損なわないための自覚と行動をお願いしたい。
- そして、選手らに感染リスクを高めない競技会を提供できるよう関係するすべての人々が最大限の努力を行うことを求める。
- なお、国体に参加・参画するすべての方は、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を入手し、感染者・濃厚接触者・感染疑い者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことを求める。

Ⅲ. 国民体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止のための体制整備

- 国体の開催にあたっては、国体における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、選手や監督（指導者）に対する教育、啓発、情報提供、情報管理、選手らの大会派遣・出場の可否判断、平素のトレーニングの注意、感染（疑い）者及び濃厚接触者の取り扱いに関するガイドライン作成などを一元的に行う組織が必要である。
- 主催者（運営者）及び選手団派遣母体は大会における新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドライン策定、行政、保健所などから得た最新の情報の活用、選手の大会派遣・出場の可否判断、競技施設、宿泊施設や運行业者の感染対策の確認などを行う必要がある。
- 主催者（運営者）は、大会期間中の感染（疑い）者への対応、大会終了後のクラスター発生に関する対応、他地域での感染拡大の防止について各都道府県体育・スポーツ協会や保健当局と協力する必要がある。
- これらを円滑に実施するため、主催者（運営者）においては、新型コロナウイルス感染症発症時等に対し、大会及び競技会の運営（開催・継続可否判断含む）に関し適切な判断を行うことができるよう、大会・競技会内組織の分掌を踏まえつつ、新型コロナウイルス対策室（以下、「主催者対策室」という）を設ける、またはそれに準ずる体制を整備する。なお、主催者対策室は、開催地における新型コロナウイルス対策本部、保健部局、医療機関等と連携・協力体制を構築する。
- 一方、選手団派遣母体となる各都道府県体育・スポーツ協会においては、専務理事（またはそれに準ずる者）を室長とし、国体関連責任者、スポーツ医・科学委員会委員（医師）、地域医師会及び薬剤師会関係者、行政関係者、保健所関係者などをメンバーとする対策室（以下、「選手団対策室」）を設置し、派遣選手らの情報を一元管理できる体制を構築する（令和 2 年 11 月 17 日付第 2 回 JSPO 国体発第 162 号文書参照）。
- 主催者対策室は、競技会関係者への情報提供、行政との連携、医師会との連携などを行い、競技会前後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に伴う大会・競技会の運営に関わる一切の業務を取り仕切る。併せて、関係者に対して、連絡先を明示する。
- なお、都道府県予選会については、大会の性質上、参加する選手らについて、諸条件（派遣母体がない等）が異なるが、上記の体制を参照の上、開催自治体の衛生部局と予め検討の上、主催者（運営者）が一元的に管理できる体制を構築することが求められる。
- 感染（疑い）者及び濃厚接触者に関する情報については、その都度、別添の様式を参照し、主催者（運営者）が報告を受け、日本スポーツ協会に報告する。
- 都道府県予選会、ブロック大会、本大会（冬季大会含む）における競技会期間中における新型コロナウイルス感染症感染（疑い）者の情報管理体制のイメージは下図を基本とし、各大会の特性等を踏まえ、各大会において主催者（運営者）及び関係者間で定める。

報告期日：2021年12月7日

団体名 : 公益財団法人●●県スポーツ協会

記入者（団体役職）：体協 花子

図 1. 都道府県予選会における情報管理体制イメージ

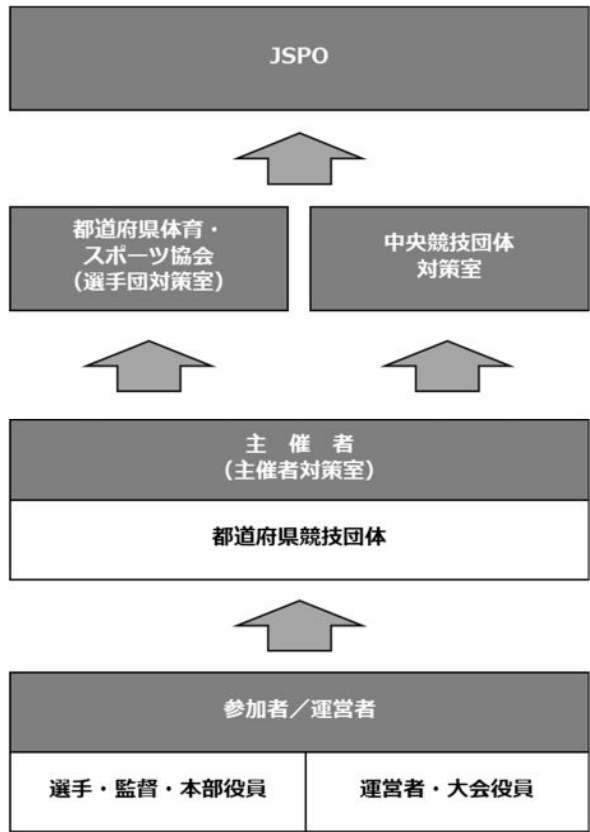


図 2. ブロック大会における情報管理体制イメージ

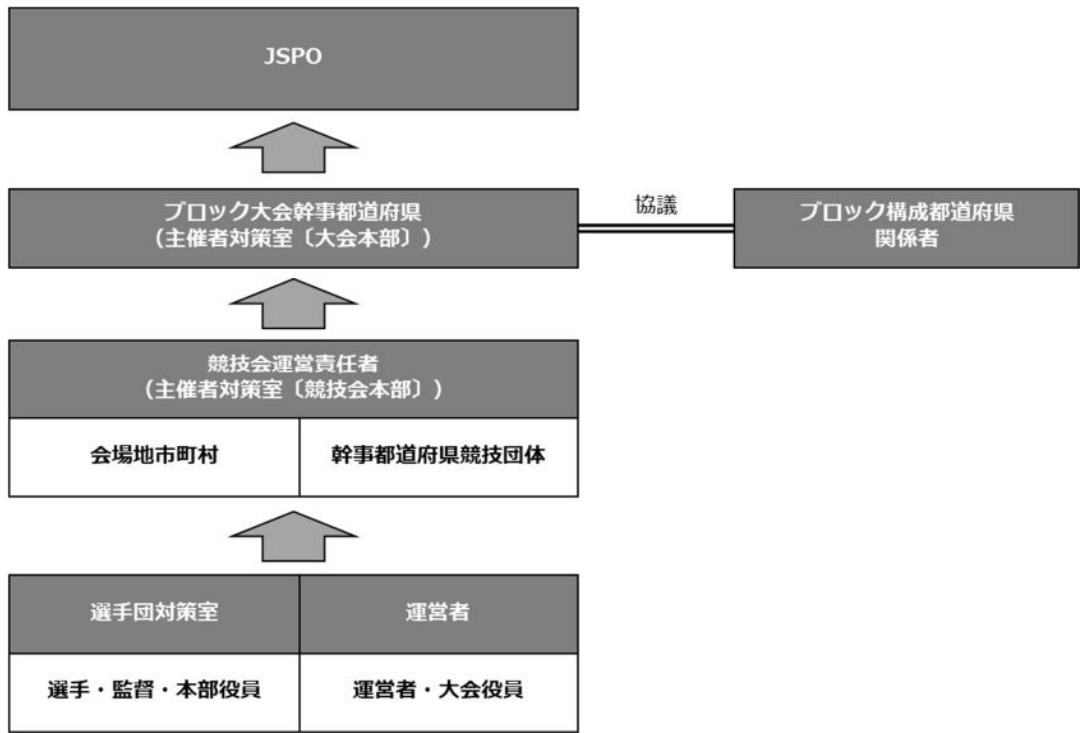
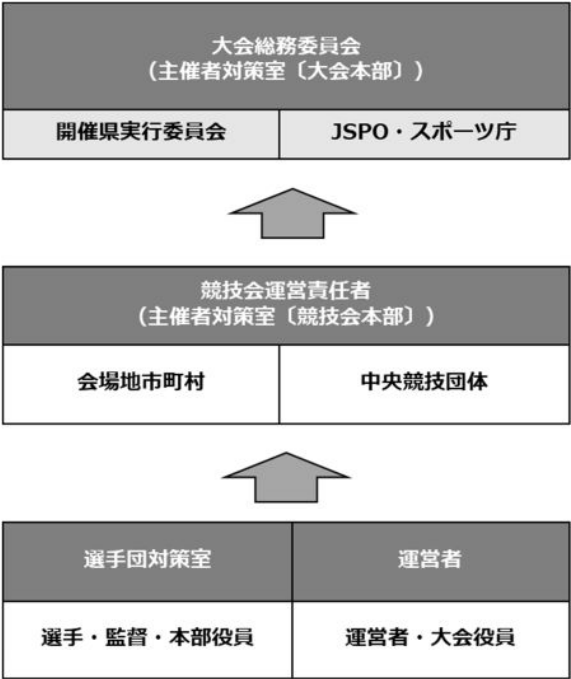


図 3. 本大会（冬季大会含む）における情報管理体制イメージ



IV. 国民体育大会における対策

1. 国民体育大会における共通予防対策について

国体の開催にあたり、すべての参加者個々人が、感染予防対策を確実に実行することが感染拡大防止の基本である。以下の事項を感染予防対策の基本とし、主催者（運営者）は様々な場面において予防対策の確実な実施に向け準備・運営にあたる。

<国体における共通予防対策>

- 手指衛生の励行
- 競技及びウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ソーシャルディスタンスの確保
- 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避（できる限り「ゼロ密」を目指す）
- 禁煙の推奨
- 毎日の健康と行動の記録（健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」の利用又は体調管理チェックシートの記入）の事前提出・必要に応じた事後報告
- 体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）の参加自粛
- 大声での会話・応援の自粛
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
- 大会期間中の会食の自粛・食事時の会話の自粛
- 選手、関係者、観客などのゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
- 諸室、共用物品の消毒の徹底

なお、主催者（運営者）は、開催地や国内各地の感染状況によっては、参加する選手、監督（指導者）、大会関係者に対して大会実施前に PCR 検査を受けるよう要請することも検討する。検査を要請する場合は、主催者（運営者）は開催地の自治体等との協議や、大会・競技会で想定される競技者・関係者の行動範囲等も踏まえて対象者を決定する。また、現地入り前 72 時間以内に検査を受けることを推奨する。併せて、主催者（運営者）は検査を受けた者から、医療機関もしくは検査機関から発行・発信され検査結果が記された書面等の提出を現地入り前に受けて、確実に検査結果を確認する。

一方、主催者（運営者）からの検査要請がない場合であっても、選手団派遣母体において、所属都道府県における感染拡大防止対策の観点から、選手団派遣前後における PCR 検査の要否を、所管行政部局や選手団対策室にて相談・検討する。

また、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が、競技会に参加する選手、監督（指導者）、チームメンバーの場合、または競技会運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、競技会に参加する。

感染拡大防止の観点から無観客（一部競技の無観客対応も含む）にて実施する場合は、主催者（運営者）は、“みる”スポーツの機会を逸しないよう、インターネット配信などの代替措置を検討の上、可

能な限り講じる。

併せて、一般社団法人日本禁煙学会から喫煙による重症化リスクや受動喫煙による感染リスクの高まりについて警鐘が鳴らされている。これに鑑み、喫煙者は禁煙に取り組むとともに、喫煙する場合は、指定された場所において、回数や時間を最小限に止めるように努める。なお、指定された場所以外での喫煙（会場周辺での路上喫煙等含む）は控えるよう徹底する。

【参考様式】

健康チェックシート

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態を確認することを目的としています。本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。

団体名	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
項目		体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温	体温		
健康状態	のどの痛みがある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	咳（せき）が出る	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	痰（たん）がでたり、からんだりする	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	鼻水、鼻づまりがある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	※アレルギーを除く																
	頭が痛い	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	だるさ（倦怠感）がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	息苦しさがある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	体が重く感じる、疲れやすい	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	味覚異常がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
行動歴	味覚異常がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
	新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触 ^{※1} がある	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
	政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ		
	クラスターが発生している都道府県や該当地域に出入域又は休職等で訪れた ^{※2}	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ		
□はいに該当する場合、訪れた都道府県名を記入してください。																	

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1 m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 2日日々の通勤、都道府県をまたがない移動は除きます。

※3 本票は一定期間保管した後、破棄します。

2. 国民体育大会における競技会運営上の重点対策【参加カテゴリー別】

(1) 選手・監督（予備登録選手、チームスタッフ含む）

1) 全般／会場地派遣まで

- 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、国体参加時は最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を健康管理アプリまたは体調管理チェックシートに記録し、主催者（運営者）または所属都道府県体育・スポーツ協会が設置する対策室等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。なお、記録された内容により、主催者（運営者）から事前に大会への出場・来場を断る場合がある。
- 監督（指導者）は、選手の健康状態、行動内容を常に把握、管理する。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- スマートフォン利用者については、原則として、国体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技実施等に支障がある場合は除く）。
- 会場地派遣前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等の最寄りの医療機関又は受診・相談センターに電話相談の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- 感染者への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、感染者及び濃厚接触者は参加を辞退する、または、派遣を取り消す。

• 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない選手の出場を認めても構わない。

- 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

現地入りの 2 週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の A. 及び B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 72 時間が経過している

但し、上記 A. B. を満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと^{(注 1)(注 2)(注 3)}を示す医師の診

断書があれば、出場（来場）可能。主催者への報告が必要。PCR 検査等が推奨される。

（注 1）：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR 検査等が推奨される。

（注 2）：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

（注 3）：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから競技会期間中

① 移動

- ・ 宿舍出発前に検温を行い、健康状態を記録する。
- ・ チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要に応じた換気の実施、必要以上の会話や飲食は避け、さらに可能な限り座席をまとまって搭乗、乗車し、一般客との接触を避ける。

② 宿舍

- ・ チェックイン手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 部屋割りは、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である 50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は、選手団が一同に集まるのではなく、時間差をつけて、距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。やむを得ず会話をする場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- ・ 食事の際は、宿舍からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 宿舍共用部（例：エントランスやフックスルームなど）では、混雑が起こらないよう譲り合って使用するとともに、人数制限など宿舍からの指示等に従う。
- ・ チームのミーティングなどは、ビデオ会議（オンラインミーティング）を活用し、選手らの接触を、極力避ける。対面で実施する場合は、部屋の広さ（参加者間ができるだけ 2m、最低 1m）や換気に留意し、「3 密」の状態とならないようにする。
- ・ 選手の治療やコンディショニングに際しては、多数が一度に集まらないように工夫し、部屋の換気を繰り返す。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策（病院や介護施設で行われている感染予防策）をとった上で対応する。また、環境や使用する器具等の消毒を行う。

- ・ 体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）を訴える者が出た場合は、宿舎に速やかに連絡し、体調不良者を隔離する。また、主催者（運営者）にも速やかに連絡し、その後の相談・受診・検査等の経過について報告する。
- ・ 風呂を利用する際は、3密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 競技会場

- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場内での移動や待機時は、マスクを着用する。
- ・ 競技会場入場時、検温を行う。
- ・ エントリー手続きについては、極力、代表者が一括で行う。
- ・ 競技会場における導線やエリアコントロール等のゾーニングなどについては主催者（運営者）の指示に従う。
- ・ 健康管理アプリの提示、または体調管理チェックシートを提出する。
- ・ ロッカー（更衣）室や選手参集・待機所、コーチングエリアなどでは、運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、不要な会話・接触は控える。
- ・ ウォームアップを行う場合は、主催者（運営者）の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボトル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記すようにし、他者から触れられないようにする。
- ・ 観戦する場合は、運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、声援や掛け声は、極力、避けるよう努める。選手団用の座席は、一般の観客席と分けし、極力離れた場所を用意する。
- ・ 事前に申請を承認された報道員（報道員ビブス等を着用した者）からの取材を受ける場合は、運営者の指示等により予め指定された場所でのみ対応する。また、対応時は、必ずマスクを着用し、相手との距離（できるだけ2m、最低1m）を保つ。なお、運営者の指示等に従わない者（ビブス等を着用していない者やマスク未着用の者からの取材、所定の場所以外での取材等）からの求めには応じない。
- ・ シャワールームの利用は原則禁止とし、自宅や宿舎等に戻ってから利用する。
- ・ トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は、原則設置しない。

④ 競技中

- ・ 素手でのハイタッチや握手等は控える。
- ・ 唾・痰を吐く、うがい等は禁止。

- ・ 手を舐める行為を行わない。
- ・ 円陣を行う際の声出しは、可能な限り選手同士の間隔を取り、最短時間で済ませる。
- ・ 競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については妨げないが、プレー中断時などは、相手との距離や飛沫を考慮し、一程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 交代選手等が控える場所では、可能な限り、マスクを着用するとともに、選手らの間隔を取り、接触を避ける。なお、競技特性上、選手交代が頻回に行われる競技（例：アイスホッケー競技など）については、その限りではない。
- ・ 監督（指導者）が指示などを行う際は、マスクを着用するとともに、選手との距離（できるだけ2m、最低1m）を意識し行う。なお、指示などに際し支障が生じる場合は、マスクを外してよいが、競技上必要最低限に留めるよう努める。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボトル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記すようにし、他者から触れられないようにする。
- ・ 給水を補助するような場合は、手指消毒をし、マスクを着用の上、可能であればフェイスシールドを着用する。
- ・ ハーフタイムや競技終了後に、ロッカー（更衣）室等に引き上げる場合は、選手と役員などの動線が混雑しないよう努める。
- ・ 試合終了後、チームとして観客席等に挨拶を行う場合は、選手らの距離が保たれるよう留意する。握手やハイタッチ、抱擁は行わない。

3) 競技会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 宿舎のチェックアウト手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 移動に際しての留意事項については、「会場地入りから競技会期間中」同様の対応を行う。
- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温を行う。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、所属都道府県選手団責任者（監督や都道府県体育・スポーツ協会担当者等）を通じ、主催者（運営者）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に努める。

(2)競技会運営者（大会役員、競技会役員、審判員）

1) 全般／会場地派遣まで

- 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。国体参加時は、最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を健康管理アプリまたは体調管理チェックシートに記録し、主催者（運営者）または所属都道府県体育・スポーツ協会が設置する対策室等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。なお、記録された内容により、主催者（運営者）から事前に大会への来場を断る場合がある。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか確認する。
- スマートフォン利用者については、原則として、国体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技運営等に支障がある場合は除く）。
- 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、運営にあたる。但し、競技運営に必要となる人員が十分に確保される場合は、可能な限り運営に係ることを回避する。
- 会場地派遣前に、体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等の最寄りの医療機関又は受診・相談センターに電話相談の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。

• 感染者への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、競技運営への従事を辞退する。または、派遣母体（中央競技団体等）は、派遣を取り消す。

• 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は競技運営に従事しても構わない。

- 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、競技会運営への従事を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の A. 及び B. の両方の条件を満たしている場合、競技会運営への従事を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 72 時間が経過してい

る

- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから競技会期間中

① 移動

- ・ 宿舍出発前に検温を行い、健康状態を記録する。
- ・ 専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避ける。

② 宿舍

- ・ 部屋割りは、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。また、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）の発生などにより、競技会運営が維持できない状況とならないよう、競技会責任者や担当者の分散配宿や必要以上の接触がないように努める。
- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である 50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。やむを得ず会話をする場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- ・ 食事の際は、宿舍からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 風呂を利用する際は、3密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 競技会場

- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場内では競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。
- ・ 競技会場入場時、検温を行う。
- ・ 健康管理アプリの提示、または体調管理チェックシートを提出する。
- ・ 主催者（運営者）としては、トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は原則設置しない。
- ・ 「3密」空間や飛沫を減らすよう物理的・人的対策を講じる。

④ 競技中

- ・ 競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。

- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを携帯する。
- ・ 給水を担当する場合は競技開始前に手指消毒をし、使い捨て手袋、フェイスシールド、マスクを着用する。
- ・ 選手招集・待機所では大声を出さないよう、拡声器などを用いる。使用した拡声器については消毒をする。

3) 競技会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 移動に際しての留意事項については、「2)会場地入りから競技会期間中」同様の対応を行う。
- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温を行う。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者（運営者）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に努める。

(3)競技施設運営者（施設管理者）／競技会場運営者（ボランティア、会場内販売ブーススタッフ等）

1) 全般／会場地派遣まで

- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、競技会の運営時は、最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を健康管理アプリまたは体調管理チェックシートに記録し、主催者（運営者）等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。なお、記録された内容により、主催者（運営者）から事前に大会への来場を断る場合がある。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、国体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技運営等に支障がある場合は除く）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者は、そのリスクを十分考慮し、可能な限り運営に係ることを回避する。
- ・ 会場地派遣前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等の最寄りの医療機関又は受診・相談センターに電話相談の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。

- ・ 感染者への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、競技運営への従事を辞退する。または、派遣母体（中央競技団体等）は、派遣を取り消す。

- ・ 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は競技運営に従事しても構わない。

- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、競技会運営への従事を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の A. 及び B. の両方の条件を満たしている場合、競技会運営への従事を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 72 時間が経過している。

- ・ 会場地に向け自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 競技会場（競技会場までの移動も含む）

- ・ 競技会場では、マスクを着用し、設置された消毒液やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場入場時、検温を行う。
- ・ 健康管理アプリの提示、または体調管理チェックシートを提出する。
- ・ 3 密を防ぐため、喫煙所を設置しない。

3) 競技会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 移動に際しての留意事項については、上記(2)、2)「会場地入りから競技会期間中」と同様の対応を行う。
- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温を行う。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医

療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者（運営者）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に努める。

(4) 報道員（それに準ずる者も含む）

- ・ 事前に申請を行い、承認を得た者のみとする。
- ・ 現地取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、競技会の運営時は、最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を健康管理アプリまたは体調管理チェックシートに記録し、主催者（運営者）等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。なお、記録された内容により、主催者（運営者）から事前に大会への来場を断る場合がある。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、報道員として申請時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する。
- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場入場時、検温を行う。
- ・ 健康管理アプリの提示、または体調管理チェックシートを提出する。
- ・ 競技会場内では常にマスクを着用する。
- ・ 体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等の最寄りの医療機関又は受診・相談センターに電話相談の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- ・ 感染者への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、報道員としての参加を辞退する。

- ・ 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は報道員として参加しても構わない。

- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、報道員としての参加を辞退する。

但し、次の A. 及び B. の両方の条件を満たしている場合、報道員としての参加を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日

を 0 日として 8 日間のこと)。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 72 時間が経過している。

- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・ 選手らの取材、競技会の撮影等、競技会場内外における大会・競技会期間中の報道員としての活動については、主催者（運営者）の指示に従う。
- ・ 宿舎等にて風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者（運営者）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に努める。

(5) 観客

- ・ 主催者（運営者）は、主催者対策室に対して競技会及び開・閉会式や表彰式等の式典など、国体における観客の参加については、競技や会場の特性等と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から無観客での開催も含め検討を行わせる。

なお、有観客での開催においては、「移行期間における都道府県の対応について（令和 2 年 5 月 25 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日付〔令和 3 年 2 月 15 日付改訂〕公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）」をはじめ、当該競技を統括する中央競技団体が示すガイドライン、各業界団体が策定するガイドライン、さらに各都道府県等自治体が策定するガイドライン等を踏まえ、各都道府県知事の方針に反しないことを前提に、必要な対策を講じた上で開催する。

- ・ 主催者（運営者）は、有観客で実施する場合は、来場する観客に対し、競技会において講じられる新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を事前に提供し、競技会場等での混乱を避けるよう努める。
- ・ 主催者（運営者）は観客に対して、手指消毒を徹底し、マスクを必ず常時着用させる。
- ・ 主催者（運営者）は観客に対して、随時感染拡大防止のためにアナウンスを行う。
- ・ 主催者（運営者）は予め、体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）のある観客の来場を断ることを通知する。入場料があれば、その返却を行わないことも通知しておく。
- ・ 主催者（運営者）は観客の導線と選手の導線を分離し、ゾーニングを行う。
- ・ 観客人数を制限し、隣席の観客との距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空ける。
- ・ 当日来場の場合は、競技会場入場時、体温測定を行う。その他、係員からの質問があった場合は、

応答する。

例：「7日間以内の体調不良の有無」、「同居家族や身近な知人に感染が疑われる者の有無」

- ・ 主催者（運営者）から体調管理チェックシート等の記入（記録）・提出の要請があった場合は協力する。なお、記入（記録）された内容により、主催者（運営者）から事前に大会への来場を断る場合がある。
- ・ 座席が指定されている場合は、指定座席に座る。また、指定された座席が分かる書類（チケット等）を観覧終了後から14日間保管する。一方、観覧場所に特に指定がない場合は、可能な限り座席位置や競技会場内での行動を記録しよう心掛ける。
- ・ 会場地に向け自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・ 大声での声援、掛け声、会話は行わない。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。確認された場合は来場しない。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、事前に厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態し、常に携帯する。

3. 国民体育大会における競技会運営上の重点対策【シーン／エリア別】

(1) 式典（開・閉会式、競技会開始式、表彰式等）

- ・ 選手らを一堂に会することによる感染拡大リスクを踏まえ、十分な対策が講じられない場合は中止する。
- ・ 実施する場合は、以下の点を考慮する。

- 当初予定時間から短縮が図られるようプログラムの見直しを行う。
(例：挨拶者を1名とする／入場行進や儀礼〔国旗、大会旗掲揚〕の簡略化)
- 参加者人数を制限し、参加者間の距離（できるだけ2m、最低1m）を保つ。
- 参加者は常にマスクを着用する（運営等に支障がある場合は除く）。
- 本方針の目的及び感染拡大リスクを踏まえ、選手・監督の参加の可否を検討する。
- 式典内での歌唱やオーケストラ、吹奏楽による演奏（特に管楽器）は、十分な距離を空ける、または同等の効果を有する措置（アクリル板の設置など）を講じるなど、業種別ガイドラインを踏まえ対策を講じる。なお、十分な対策が講じられない場合は、別音源（CDなど）を用いるか、中止する。
- 演出内容の特性に合わせ、業種別ガイドラインを確認し、適切且つ効果的な対策を講じる。

- ・ 選手、関係者、観客のゾーニングを行う。
- ・ 適宜、会場内において感染拡大防止のアナウンスを行う。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 感染拡大防止に関わる教育啓発ポスターを各所に掲示する。

- ・ 観客を入れる場合には、あらかじめ健康状態の確認、ゾーニング、マスク着用、手指消毒などを指示し、ソーシャルディスタンスを保てる座席の配置とすること。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

(2) 競技会場（更衣室などのバックスペースも含む）

1) 全般

- ・ 会場出入口や更衣室など、随所に消毒液を配置する。
- ・ 感染拡大防止を呼び掛ける場内アナウンスや係員の呼びかけをこまめに行う。
- ・ 競技運営に支障がない範囲で、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転・点検を行う。換気設備が十分でない場所や人が密集しやすい場所（更衣室、トイレなど）は、十分留意する。
- ・ 人の密接を避けるため、動線の分離や入場者数の制限、入退場に際して時間差を設けるなど工夫をする。
- ・ 競技会場は、清潔な環境が保たれるよう努める。
- ・ 大声を出さないよう、拡声器などを用いる。使用した拡声器については消毒をする。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。
- ・ 報道員による選手等への取材活動については、3密を避けた場所・方法で、対象者を可能な限り少数とするように努める。

2) 受付

- ・ 健康管理アプリの提示画面の確認、または体調管理チェックシートを確実に受け取り（電子・紙媒体）、内容の確認を行う。不備がある場合や、感染が疑われるような場合は、参加辞退も含め事前に主催者（運営者）にて決定した適切な対応をとる。
- ・ 「3密」空間や飛沫を減らすよう、物理的・人的対策を講じる。
（例：代表者〔監督等〕1名による参加受付、非接触型の受付方式〔QRコード等〕の採用など）
- ・ 受付所は、直接、多数の人と人とが介する場となることから、ビニールカーテンやアクリルボードの設置、受付担当者にはマスク及びフェイスシールドの着用など対策を講じる。
- ・ 手指消毒や共有物品（筆記用具など）の消毒が速やかにできるよう、消毒液や清掃用除菌シートなどを配備する。
- ・ 会場に入場する前に検温が可能となるよう非接触型の体温測定器を配備する。

3) 動線・誘導

- ・ 万が一、感染（疑い）者が発生した場合でも、可能な限り接触者の絞り込みが可能となるよう、参加カテゴリー（選手、一般観覧者、報道員など）が混合しないようゾーニングを行う。
- ・ 人の滞留を起こさないよう、会場への入退場は時間差とする、人数を制限するなどの措置を講じる。

4) 現地医療体制（救護所など）

- ・ 医療救護要項等に基づき、可能な限り開催地医師会等とも連携の上、人員の配置、連絡体制の構築を行う。
- ・ 救護所などには、飛沫・接触回避のため、医療用個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、ゴーグル、キャップ、白衣等）を準備する。
- ・ フェイスシールドを使用する場合でも、必ずマスクを着用する。
- ・ 発熱者が出た場合に備え、隔離室（パーティションでの仕切ったコーナー）を設ける。動線なども可能な限り分離できるよう工夫する。
- ・ 救護所などの物品（椅子やベッド、ドアノブなど）を定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを携帯する。

5) 衛生管理

- ・ トイレや更衣室、出入口の扉など、不特定多数の人が利用、接触するような場所は、清潔に保つため施設管理者の定期清掃に加え、主催者（運営者）による定期的な清掃、消毒作業を行うことが望ましい。また、消毒には、アルコール消毒液（70%～95%）、もしくは次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液（トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム0.1%が望ましい）を用いる。

※60%台のエタノールによる消毒液も一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

※上記のほか、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について、厚生労働省のホームページを参照する（参考 HP：厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

6) 食事の提供（国体弁当など参加者を対象とした提供）

- ・ 食品管理を徹底する。
- ・ 発注時に、手配先等に対し外食業に係る業種別ガイドラインを参考に、必要な対策を講じることを依頼する。

- ・ 提供時は、混雑を避けるため、提供時間の指定や代表者による受け取りなどの工夫を行う。
- ・ 提供担当者は、手指消毒の徹底とともに、マスク、手袋を着用の上、必要に応じてフェイスシールドの着用を行う。また、受け取り者はマスクの着用、手指消毒の徹底をする。

(3)物販・展示・おもてなし・ふるまいブース

1) 全般

- ・ 販売員や提供者は、マスク・手袋（運営に支障がある場合は除く）を着用する。
- ・ 出店（出展）場所には、ビニールカーテンやアクリルボードを設置するなど、可能な限りの感染予防策を講じる。
- ・ 複数の人の手に触れる物については、こまめに消毒を行う。
3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

2) 物販・展示ブース

- ・ 金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行う。精算担当者と商品受け渡し担当者を分ける等の対策も可能な限り講じる。
- ・ 売店でグッズ、飲食物の販売は可能だが、既製品、包装された商品とする。
- ・ 試食・試着は避ける。見本品などは触れなくても見やすい場所に配置する、サイズ合わせは着衣の上から軽く当てる程度とするなど対策を講じる。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。

3) おもてなし・ふるまいブース

- ・ 飲食物提供者は、マスク、手袋を着用の上、必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・ 飲食物の提供を行う場合は、容器などは蓋つきのもの、箸などは個包装されたものを利用することが望ましい。
- ・ 飲料の提供を行う場合は、未開封の容器に保管されたものを、未開封のまま手渡すことが望ましい。なお、飲料の容量は、受け取った個人が管理・保管が容易な容器・容量であることが望ましい（例：飲みきりサイズ（200～300ml程度）のペットボトル）。
- ・ 十分な間隔または隣席との間にアクリルボードなどを設置し、感染対策を講じたイートコーナーを設け、それ以外の場所での飲食を避けるよう促す。
- ・ 競技会への関与が高い者（選手・監督・競技会役員等）への飲食物の提供については、十分配慮する。十分な感染対策が講じられない場合や、感染リスクを回避する場合は中止する。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。

(4) 宿舎

- 合同配宿センター等における配宿の割り当てに際しては、可能な限り一人部屋となるよう考慮するが、大会の規模や開催地の実情等を踏まえ困難な場合は、合理的な配宿計画を立てる上で、一部屋当たりの収容人数を可能な限り少なく割り当てできるようにするなど感染対策が講じられるよう工夫する。
- 配宿宿舎に対しては、ホテル業、宿泊施設に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう徹底する。

(5) 輸送・交通

- 計画輸送に用いる大型バスや選手団が移動に利用する車両（バス、ハイヤー、タクシー等）については、物流・運送に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう、手配先に対し確認、徹底を行う。
- 計画輸送時には、移動時における「3密」を防ぐため、感染対策が講じられるように工夫をする。

V. 体調不良者発生時の対応について

1. 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について

- ・ 体調管理チェックシートの提出内容を以下のポイントで確認。

<確認ポイント>

- 発熱や風邪の症状の有無
- 当日の検温記録、健康管理アプリまたは体調管理チェックシートの記録漏れの有無

- ・ 確認ポイントにおいて症状や記録の不備がある場合は、入場、受付を取りやめる。記録の不備については、不足項目の確認（検温）を行う。
- ・ 体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）については、主催者（運営者）に報告の上、帰宅（または帰宿）を促し、各自、自治体が設置する新型コロナウイルス受診相談窓口等に相談、またはかかりつけ医・最寄りの医療機関を受診するよう伝える。

2. 入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について

- ・ 選手団内において、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が確認された場合は、各都道府県選手団本部役員（帯同スポーツドクター等）に報告を行う。
- ・ 選手団本部役員は、速やかに状況を主催者（運営者）はじめ、帯同スポーツドクター、救護所の医師らにも必要に応じ報告する。
- ・ 主催者（運営者）や帯同スポーツドクター等への相談の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所の指示に従い、適切に対応する。

3. 症状等があり帰宅（帰宿）を促す際の対象者への案内

- ・ 体調管理チェックシートに挙げられた項目の症状が 4 日以上続く場合は、必ず最寄りの保健所、自治体が設置する新型コロナウイルス受診相談窓口等に相談、またはかかりつけ医・最寄りの診療所等に相談する。
- ・ 症状が続かなくとも、強い症状だと思う場合も同様、最寄りの保健所、自治体が設置する新型コロナウイルス受診相談窓口等に相談、またはかかりつけ医・最寄りの診療所等に相談する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者は、最寄りの保健所、自治体が設置する新型コロナウイルス受診相談窓口等に相談、またはかかりつけ医・最寄りの診療所等に相談する。
- ・ 主催者（運営者）は、感染疑い症状がある者が、かかりつけ医・最寄りの診療所での受診や帰宅等を行う際の交通手段の対応（手配者や手配内容等）について予め検討する。
（例：競技会場から最寄りの医療機関までについては、主催者（運営者）において専用車両を準備する／宿舎から最寄りの医療機関までについては選手団派遣母体にて移動手段を確保する）
- ・ 主催者（運営者）は、感染疑い症状がある者または濃厚接触者のうち、他者との接触のない手段による帰宅が困難な者の対応について、予め検討する。

4. 感染（疑い）者等発生時の出場・来場の取り扱いに係る基本的な考え方

- 主催者（運営者）は、感染者が発生した場合、当該感染者が出場（来場）していた競技会の会場における実施競技・種目を全て中断する。なお、当該感染者の行動歴の確認において、他の競技会の会場との往来が確認された場合は、往来のあった会場の実施競技・種目についても全て中断する。但し、感染者に関する保健所の調査等を受け、主催者（運営者）において競技会が再開可能と判断される場合（感染状況、施設の利用再開、日程・試合数等）は、再開することができる。
- 感染疑い者が発生した場合の出場・来場の取り扱いについては、以下の表を基本的な考え方とする。

感染疑い者及びその周囲の者の出場（来場）の取り扱いに係る基本的な考え方

状況	基本的な考え方
感染疑い者の大会出場継続判断について (感染疑い者本人の取り扱い)	大会開催日現地入りの2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。 但し、次のA. およびB. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。 A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している（8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと）。 B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日72時間が経過している（3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと）。 但し、上記A. B. を満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと^{(注1)(注2)(注3)}を示す医師の診断書があれば、出場（来場）可能。主催者への報告が必要。PCR検査等が推奨される。 (注1)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等が推奨される。 (注2)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。 (注3)：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。
感染疑い者がいる都道府県の大会出場判断について (感染疑い者の周囲の者の取り扱い)	原則、以下の対応とする。ただし、感染疑い者の行動歴等（種別・種目をまたがる接触の有無など）によっては、その限りではない。 【個人競技・種目】 感染疑い者が感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合：当該種目かつ種別の全員が出場不可。主催者への報告が必要。 【団体競技・種目】 感染疑い者が感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合：当該種別の全員が出場不可。主催者への報告が必要。 【選手団本部役員】 感染疑い者が感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合：全員が帯同不可。主催者への報告が必要。

VI. 大会開催可否判断について

1. 新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会開催可否検討の基準

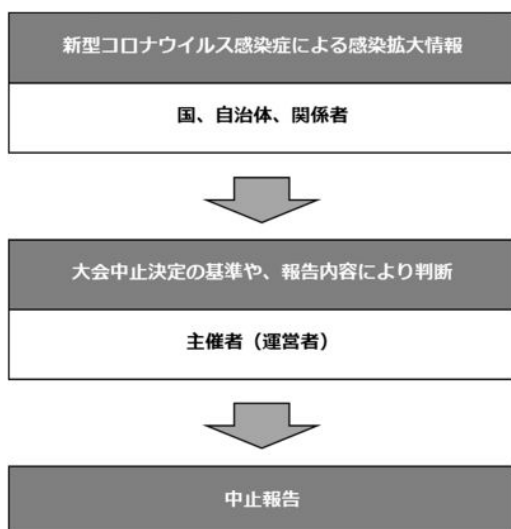
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、都道府県体育・スポーツ協会等に対する状況確認を行った上で、主催者（運営者）は大会開催可否について検討する。

※ 以下の状況となった場合、自動的に大会中止を決定するものではない。

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令された場合
- 競技会開催地である自治体独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- 主催者（運営者）が、開催都道府県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可またはその恐れがあると判断した場合
- 各都道府県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加都道府県数の 1/4 以上の参集が困難なとき）
- 当該大会参加申込締切時点で、2/3 以上の都道府県において選手選考が困難な場合
※ 「選手選考が困難な場合」とは、当該都道府県において、1/4 以上の競技において選手選考が困難な場合をいう。
- 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

2. 大会中止決定フロー

- 大会中止決定に伴う基本的なフローは下図となる。なお、主催者（運営者）は、大会の特性に応じた個別の中止決定フローを作成する。
- 主催者（運営者）に、日本スポーツ協会、当該競技中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会が含まれていない場合（特に都道府県予選会）は、当該大会の主催者（運営者）は、上記団体に対し中止報告を行う。
- 主催者（運営者）は、大会中止に伴う報告を、参加者は勿論、大会関係者に漏れなく行う（例：競技会会場、所轄警察署・消防署、協力医療機関、開催地自治体、ボランティア派遣母体など）。



VII. 参考資料・情報サイト

- 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日〔令和 3 年 5 月 21 日変更〕）」
- 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言
「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和 3 年 2 月 25 日）」
- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 4 月 23 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）
- 4 月 16 日に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について（令和 3 年 4 月 19 日付 各スポーツ関係団体等宛 スポーツ庁政策課 事務連絡）
- 4 月 23 日に決定された緊急事態宣言等について（令和 3 年 4 月 24 日付 各スポーツ関係団体等宛 スポーツ庁政策課 事務連絡）
- 5 月 21 日に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について（令和 3 年 5 月 22 日付 各スポーツ関係団体等宛 スポーツ庁政策課 事務連絡）
- 業種別ガイドライン（令和 3 年 5 月 21 日時点）
＜内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」サイト掲載情報＞
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>
- 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日〔令和 3 年 2 月 15 日改訂〕）」
- 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 3 年 2 月 15 日更新版）」 参考ホームページ／競技別ガイドライン
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- 日本野球機構・日本プロサッカーリーグ連絡会議 専門チーム・地域アドバイザー
「提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策（2020 年 5 月 22 日）」
- 公益財団法人日本プロサッカーリーグ
「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（2020 年 5 月 14 日〔最新更新 2021 年 5 月 11 日〕）」
- 一般社団法人日本野球機構
「NPB 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（有観客開催）2021 年 3 月 8 日現在」
- 公益財団法人日本陸上競技連盟
「陸上競技活動再開のガイダンス 競技会開催について」（2021 年 1 月 15 日改訂／第 3 版）
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- スポーツ庁「スポーツ・文化に関する情報」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00019.html
- 公益財団法人日本スポーツ協会「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」
<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>
- 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年2月15日更新版）」（中央競技団体ガイドライン掲載サイト）
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- 公益財団法人日本陸上競技連盟「ロードレース再開についてのガイダンス（チェックリスト）」
https://www.jaaf.or.jp/files/upload/202006/30_172327.pdf
- 一般社団法人日本禁煙学会
<http://www.jstc.or.jp/>
- 一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイド第5版（作成日：2021年5月12日）」
<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/corona05.pdf>